

知事メッセージ

本県における新型コロナウイルス感染症の新規陽性患者数は、ここ数日、緊急事態宣言が解除された以降、最も多い水準で推移しています。

県は、直近7日間における平均の新規陽性患者数が33人を超えた場合に、直ちに神奈川警戒アラートを発出して、県民や事業者の皆さんに警戒を呼びかけることにしていますが、本日、このアラート基準を初めて超える状況となりました。

そこで県は、神奈川警戒アラートを発出し、特措法第24条第9項に基づき、県民・事業者の皆さんに、次の事項を要請します。

<県民の皆さんへ>

- ・3つの密を避けるなど感染対策の用心を徹底してください。
- ・感染防止対策がなされていない場所（県が普及している「感染防止対策取組書」が掲げられていない場所）には行かないでください。

<事業者の皆さんへ>

- ・テレワークや時差出勤など、人との接触機会を減らす取組を徹底してください。
- ・県が普及している「感染防止対策取組書」と「LINEコロナお知らせシステム」の掲示を徹底してください。

なお、今回のアラートでは医療機関に対して、病床拡大の要請を行いません。病床拡大については、今後の入院患者数の動向を踏まえ、必要な時期に改めて要請します。

本県は、これまでの感染観察（緑信号）から感染拡大注意（黄信号）の局面に入りました。皆さんには、改めて、ウイルスは身近にあるという意識を持って、徹底用心をお願いします。

令和2年7月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治

感染状況（フェーズ）に応じた対応の目安

表 1：感染状況（フェーズ）に応じた対応の目安

感染状況（フェーズ）に応じた具体的な対応は、新型コロナウイルス対策本部・本部運営チーム会議において、市内及び県内等の状況を見極めながら、総合的な観点から判断・決定します。

状況	具体的な対応	
	市民利用施設	市主催イベント等
フェーズ3 (再燃期) 緊急事態宣言	<閉館>	<中止又は延期>
フェーズ2 (再燃早期) 神奈川警戒アラート※1	<一部閉館> クラスターが発生した事案と類似する施設は閉館するなど、利用形態や感染拡大のリスク等を踏まえて判断	<一部中止又は延期> クラスターが発生した事案と類似するイベントは中止するなど、実施形態や感染拡大のリスク等を踏まえて判断
フェーズ1 (小康期)	<閉館> 感染防止対策※2を講じた上で、原則閉館。ただし、感染拡大のリスクが高い場合で感染対策が困難な場合は閉館	<開催> 感染防止対策※2を講じた上で、国及び県の方針(表2)を踏まえた規模で開催。ただし、感染拡大のリスクが高い場合で感染対策が困難な場合は中止

※1：クラスターによる新規陽性患者数を含めて33人（人口10万人当たり感染者数2.5人（週）に相当する230人の1週平均数）以上となった場合、県は、翌日までは「神奈川警戒アラート」を発動する。発動した場合は、県民に外出自粛を要請するとともに、事業者に感染防止対策の再確認や徹底を呼びかける。

※2：別紙2 感染予防・拡大防止に係る基本的対応事項 参照

表 2：イベント規模の目安（神奈川県が示すとおり）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

時期	屋内/屋外	収容率	人数上限
大規模イベントまで開催 (7月10日～)	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な距離	5000人
(8月1日を目途)	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な距離	上限なし

【留意事項】

1. 施設管理者又はイベント主催者は、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、そのイベントの開催要件等について、神奈川県（コールセンター（045-285-0536（音声ガイダンスで「2」））に事前相談をすること。

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/callcenter.html>

2. 施設管理者又はイベント主催者は、収容可能な具体的な人数を利用者及び参加者に分かりやすく明示すること。

感染予防・拡大防止に係る基本的対応事項

施設管理者は、類似する業態の団体が作成した業種別ガイドラインを参考にして、感染予防・拡大防止の対策に取り組んでいただいておりますが、改めて、次の事項を徹底してください。

1 感染対策の基本	
(1) 3密の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の3密が予想される場合、入場者数・滞在時間の制限等を行うこと。 ・扉や窓を開けるなど、定期的な換気を行うこと※1。
(2) 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・床の目印表示等による行列整理など、身体的距離を確保すること。 ・座席の工夫などにより対人間隔を確保するとともに、マスクを着用しない食事中も含めて大声で会話しないよう周知すること。 ・近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置すること。
(3) 手洗いの徹底とマスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にマスク着用の徹底を周知すること。マスク着用により熱中症のリスクが高くなる恐れがある場合は、周囲との距離が十分にとれる場所でマスクを一時的に外して休憩するなどの対応を考慮すること。 ・消毒備品等を各所に設置し、利用者に手洗いや手指消毒の徹底を周知すること。
2 施設の清掃・消毒	
	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の人の手が触れる場所は消毒を徹底すること※2。 ・使用済みマスク等は、ビニール袋に入れ、密閉して捨てるよう表示すること。 ・清掃・消毒・ゴミ回収に当たっては、手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底すること。 ・トイレのハンドドライヤーの使用は中止し、タオルの共用は禁止すること。
3 利用者の体調の確認	
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内における感染症拡大予防対策のため、原則として、入場時に利用者を検温すること。ただし、入場時の検温が困難な場合は、施設の実情に応じた方法により、利用者の体調を確認すること。 ・利用者に発熱やせき等の症状がある場合は、入場をご遠慮いただくようお願いするなどの取組を行うこと。
4 職員の健康管理の徹底	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長等は、執務前までに施設職員の健康状態を確認すること。施設職員は、発熱やせき等の症状がある場合は所属長等に速やかに報告すること。 ・勤務中に体調不良になった者は、直ちに帰宅させること。 ・マスクの着用などの飛沫感染防止を行わない状態で、近距離で会話しないよう徹底すること。
5 感染拡大防止の取組	
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に向け、施設の実情に応じた方法により、利用者の連絡先等の把握に努めること。 ・施設における感染対策について、施設内等に掲示するなど、利用者に理解と協力を求めること。

※1：「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 厚生労働省チラシ参照

※2：消毒方法等は、厚生労働省 HP 参照